

平成 年分 交付金銭等の支払調書

交付を受ける者	住所又は所 氏名	個人番号					
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額 1株又は出資1口当たりの額				1株又は出資 1口当たりの 配当等とみな される金額	1株又は出資 1口当たりの 交付金銭等の額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計				
	株式又は出資	その他の資産					
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
交付確定又は交付年月日		株式の数又は出資の口数		交付金銭等の額			
年 月 日		千 株(口)		千 円			
(摘要)							
交付者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

348

平成 年分 交付金銭等の支払調書

交付を受ける者	住所又は所 氏名	個人番号					
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額 1株又は出資1口当たりの額				1株又は出資 1口当たりの 配当等とみな される金額	1株又は出資 1口当たりの 交付金銭等の額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計				
	株式又は出資	その他の資産					
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
交付確定又は交付年月日		株式の数又は出資の口数		交付金銭等の額			
年 月 日		千 株(口)		千 円			
(摘要)							
交付者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

348

平成 年分 交付金銭等の支払調書

交付を受ける者	住所又は所 氏名	個人番号					
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額 1株又は出資1口当たりの額				1株又は出資 1口当たりの 配当等とみな される金額	1株又は出資 1口当たりの 交付金銭等の額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計				
	株式又は出資	その他の資産					
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
交付確定又は交付年月日		株式の数又は出資の口数		交付金銭等の額			
年 月 日		千 株(口)		千 円			
(摘要)							
交付者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

348

平成 年分 交付金銭等の支払調書

交付を受ける者	住所又は所 氏名	個人番号					
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額 1株又は出資1口当たりの額				1株又は出資 1口当たりの 配当等とみな される金額	1株又は出資 1口当たりの 交付金銭等の額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計				
	株式又は出資	その他の資産					
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
交付確定又は交付年月日		株式の数又は出資の口数		交付金銭等の額			
年 月 日		千 株(口)		千 円			
(摘要)							
交付者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

348

【交付金銭等の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この支払調書は、居住者及び第 90 条の 3 第 1 項の恒久的施設を有する非居住者（租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 23 項の規定の適用がある場合には、同項に規定する特定株式又は承継特定株式につき法第 224 条の 3 第 3 項に規定する金銭等（以下この表において「交付金銭等」という。）の交付を受ける非居住者）に対する交付金銭等の交付について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「1 株又は出資 1 口当たりの額」の欄の「金銭」及び「金銭以外の資産の価額」の項については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 「金銭」の項 令第 345 条第 1 項各号に規定する事由により同項第 1 号に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付をした金銭の額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第 61 条第 2 項第 1 号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由である場合には当該事由に係る株式の総数をいい、同項第 5 号に掲げる事由である場合には同項第 1 号に規定する投資法人の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数をいい、同項第 6 号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）で除して計算した金額
 - (ロ) 「金銭以外の資産の価額」の「株式又は出資」の項 令第 345 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 7 号に規定する事由により株主等に交付をした当該事由に係るこれらの規定に規定する合併法人若しくは合併親法人、分割承継法人若しくは分割承継親法人、完全子法人又は組織変更をした法人の株式（投資口を含む。以下この表において同じ。）又は出資（ハ）において「合併法人株式等」という。）の価額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数で除して計算した金額
 - (ハ) 「金銭以外の資産の価額」の「その他の資産」の項 令第 345 条第 1 項各号に規定する事由により株主等に交付をした金銭以外の資産（合併法人株式等を除く。）の価額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数で除して計算した金額
 - (3) 「1 株又は出資 1 口当たりの配当等とみなされる金額」の項には、法第 25 条第 1 項各号に掲げる事由により同項に規定する株主等に交付をした金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされる金額を当該事由に係る発行済株式等総数で除して計算した金額を記載すること。
 - (4) 「株式の数又は出資の口数」の項には、交付金銭等の交付の基因となった次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ次に定める数を記載すること。
 - (イ) 令第 345 条第 1 項第 1 号に規定する合併 その交付を受けた者が当該合併の直前に有していた当該合併に係る同号に規定する被合併法人の株式の数又は出資の口数
 - (ロ) 令第 345 条第 1 項第 2 号に規定する分割 その交付を受けた者が当該分割の直前に有していた当該分割に係る同号に規定する分割法人の株式の数又は出資の口数
 - (ハ) 令第 345 条第 1 項第 3 号に規定する株式分配 その交付を受けた者が当該株式分配の直前に有していた当該株式分配に係る同号に係る同号に規定する現物分配法人の株式の数又は出資の口数
 - (ニ) 令第 345 条第 1 項第 4 号に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 その交付を受けた者が当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配（以下(ニ)において「払戻し等」という。）の直前に有していた当該払戻し等を行った法人の当該払戻し等に係る株式の数又は出資の口数
 - (ホ) 令第 345 条第 1 項第 5 号に規定する自己の株式又は出資の取得 その交付を受けた者が当該取得の直前に有していた当該取得を行った法人の当該取得に係る株式の数又は出資の口数
 - (ヘ) 令第 345 条第 1 項第 6 号に規定する出資の消却、出資の払戻し、退社若しくは脱退による持分の払戻し又は消滅 その交付を受けた者が当該出資の消却、出資の払戻し、退社若しくは脱退による持分の払戻し又は消滅（以下(ヘ)において「払戻し等」という。）の直前に有していた当該払戻し等を行った法人の株式の数又は出資の口数
 - (ト) 令第 345 条第 1 項第 7 号に規定する組織変更 その交付を受けた者が当該組織変更の直前に有していた当該組織変更を行った法人の株式の数又は出資の口数
- (5) 数種の株式がある場合には、その区分に従い該当欄に併記すること。
- (6) その交付金銭等の額のうち、租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 24 項に規定する特定株式又は承継特定株式に係る交付金銭等の額及び当該特定株式又は承継特定株式と同一銘柄の他の株式に係る交付金銭等の額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。
- (7) 法第 36 条第 3 項に規定する無記名株式等について、元本の所有者と交付金銭等の交付を受けた者とが異なる場合には、元本の所有者の住所又は居所及び氏名を「摘要」の欄に記載すること。
- (8) その交付金銭等が令第 345 条第 1 項各号に規定する事由によるものである場合には当該各号に規定する事由を合併、分割、株式分配、資本の払戻し、出資等減少分配、残余財産の分配、自己の株式の取得、自己の出資の取得、出資の消却、出資の払戻し、退社、脱退、組織変更、信託の併合、信託の分割、元本の払戻し、信託の終了のように、同条第 2 項に規定する事由によるものである場合には新株予約権と「摘要」の欄に記載すること。
- (9) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- (10) 交付を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。

- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格A6に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成して、添付すること。